



Vol.76

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★常務執行役員から部長にしたことが有効とされた裁判例

今回のニュースレターは、常務執行役員を務めていた原告を部長にしたことが有効とされた裁判例（東京地裁 R2.8.28 判決）をご紹介します。

1. 事案の概要

本件は、被告において常務執行役員を務めていた原告が、被告から、部長に降格をさせられるなど降格・降級を受け、これに伴い賃金を減額されたが、その降格・降級は無効であるなどと主張して、地位確認等を求めた事案です（一部事案を簡略化しています）。

2. 前提事実

裁判所が認定した前提事実は以下のとおりです。

被告は、味噌の醸造・販売および加工食品の製造販売等を業とする株式会社です。

原告は、昭和 60 年 4 月 1 日、被告との間で期間の定めのない労働契約を締結し、以後、被告において、支店長代理、支店長を歴任し、平成 29 年 4 月 1 日当時には、被告において、マーケティング部市場開拓室長（常務執行役員）の地位にありました。

同年 6 月 1 日、被告は、原告の基本給を 6 等級月額 34 万 1000 円とし、役職を部長とし、役職手当 11 万円を支給

することとしました（本件措置）。

3. 争点および当事者の主張

本件では本件措置の効力が争点となりました。

被告は、就業規則において執行役員については別に定めると規定しており、別に定めた規程として執行役員規程があり、原告はその適用を受けることになったので、これにより定められた報酬を受けることになり（当初 100 万円、その後 120 万円まで増額）、同規程に定められた 1 年の任期満了により、原告は執行役員の地位を失うことになり、同規程に基づく報酬も終了したのであり、以降、一般の従業員として就業規則の適用を受け、給与規程に基づく給与を受けることになったと主張しました。

一方原告は、支店長としての能力を高く評価されて執行役員になったのであり、執行役員になっても職務内容は支店長としてのもので変わらない、契約条件の変更について特段説明を受けていない、執行役員のと きも賃金明細上基本給、職能給として給与の支払いを受け続けていた、部長になってもしばらく執行役員のと きと同じ賃金を受けており、減額されたのは部長になってから 1 か月後である、本件措置は、原告の同意なく労働契約内容を変更す

るものであり、人事権の濫用にあたり無効であると主張しました。

4. 裁判所の判断

裁判所は以下のように判断し、本件措置を有効としました。

「執行役員規程が執行役員の待遇について別途の規程を置いているのは、豊かな業務経験を有し、優れた経営感覚の下、高い識見をもって職務に当たることが期待されている被告の執行役員として選任された被告従業員に対し、その任期中、役付の有無に応じ、その責任等に応じた特別待遇をもって報いる趣旨のものと解せられるところであるから、かかる規程の趣旨に鑑みれば、同規程は、執行役員から退任した従業員に対して退任後も同様の労働条件をもって保障することを含意する趣旨のものとは解せられず、あくまで執行役員在任中における特別待遇を保障する趣旨のものと解するのが相当である。

そうであるとすれば、執行役員の地位にある者が執行役員を退任した場合には、執行役員在任中になされた特別待遇も退任に伴い終了し、執行役員就任時における旧来の労働条件に復することとなるとみるのが、これら規程の趣旨に叶うところであって、そのように解するのが相当である。」

5. 本件のまとめ

本件の裁判所の判断は当然といえは当然であり、妥当な結論であると思

いますが、一步間違えると異なる結論になる可能性もあると思います。そこで以下の点に注意する必要があると思います。

①主として大企業において執行役員を設けている会社は相当数あると思いますが、取締役とは異なり、法律上の根拠のある地位ではなく各社において定めるものであり、委任契約ではなく雇用契約であり、執行役員に就任する際に雇用契約を解消するものでもないため、その点注意が必要だと思います。

②本件は執行役員規程があり、執行役員の任期が定められていたことが大きいと思います。例えば役割等級制度の等級の一つとして執行役員が位置付けられているにすぎない場合、執行役員から部長になることは任期满了ではなく降格・降級と判断されてしまうこともあり得ると思います。

③労働者を期間あり・期限付きで処遇する場合（主に労働条件を上げる場合）に、労働者と合意する際には、期間あり・期限付きであること、およびその後の労働条件を含めて合意すべきであると思います。労働条件を上げる合意は問題なくできるでしょうが、労働条件を下げる合意を後でするのは困難な場合もあり、「聞いていない」とトラブルになる可能性があります。